

「アジア高度人材受入事業」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「アジア高度人材受入事業」の企画・運営等に関する業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託事業の内容

別紙「アジア高度人材受入事業業務委託仕様書」による

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託費の限度額

金 18,909 千円（消費税及び地方消費税含む）

この限度額とは別に、契約手続きの中で予定価格の設定をする。

5 プロポーザル申込み

プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を令和6年5月17日（金）16時まで（必着）に電子メールにて提出してください。（電話で着信確認をしてください。）

（1）提出先

富山県商工労働部労働政策課
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL:076-444-8897 FAX:076-444-4405
MAIL: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

（2）質問及び回答

委託業務に関する質問は、令和6年5月8日（水）16時（必着）まで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は令和6年5月10日（金）までに全ての参加者に通知をする。なお、質問は電子メールによるものとする。（電話及び口頭による質問は受け付けない。）

6 プロポーザル参加資格、条件等

（1）優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。

（2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

（3）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（4）次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

(5) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の有料職業紹介の許可を受けていること。

7 企画書等の提出

(1) 次のア～オの書類を電子メールにて提出してください。

ア 企画提案書(記載する内容は以下のとおり)

(ア) 事業責任者、事業担当者、人員配置・実施体制等

(イ) 契約期間における業務工程・全体スケジュール

※別紙「仕様書」に記載の業務毎に記載すること。

(ウ) その他実施可能な業務や実施方法等の提案がある場合、その内容

イ 見積金額

※本事業の実施に伴うすべての経費を算出し、見積金額及び内訳を記載すること

ウ 会社概要

エ 国又は地方公共団体等と類似の事業の受託実績がある場合は、その実績(複数受託している場合は、直近の実績を2～3件程度提出すること。)

オ 税を滞納していないことを証するもの

(2) 企画提案書の記載内容

別紙「仕様書」を参照し、以下の点を踏まえ記載してください。

ア. ベトナムを含むアジア諸国における求職者の募集及び人材確保の方法

イ. 富山県内の高度外国人材採用希望企業に対する、事業参加につなげるための周知及び募集の方法

ウ. 選考会において、効果的にマッチングが成立するための工夫・方法

エ. 富山就職プログラム(日本語等の学習プログラム)実施にあたって、受講する採用内定者(学生等)が効果的に学習するための工夫・方法

オ. マッチングが成立した企業と採用内定者(学生等)の関係が希薄とならないよう連絡調整方法の工夫

カ. 採用内定となった学生等が富山就職プログラム終了後に円滑に日本に入国できるようにするためのサポートの内容

キ. 令和元年度より本事業により企業に採用された学生等の雇用継続状況等の追跡調査方法

(3) 質問及び回答

本プロポーザルの募集に関する質問は、令和6年5月8日（水）16時まで（必着）受付けます。質問は質問書（様式2）に記入のうえ、電子メールにより送付するものとします。

※質問の提出後は、必ず電話で着信を確認してください。

8 審査

(1) 審査方法

プロポーザル企画書の書面審査により採用者を決定します。

(2) 審査基準

- ①事業を効果的に実施できるよう、事業に参加する企業の募集方法及びベトナムを含むアジア諸国の理系人材の募集・人材確保に工夫がなされているか。
- ②効果的にマッチングが成立するための工夫・方法がとられているか。
- ③富山就職プログラムを受講する採用内定者（学生等）が効果的に学習するための工夫・方法がとられているか。
- ④計画・準備期間を含め期間内に確実に実施できる人員体制・スケジュールとなっているか。
- ⑤企画内容に対して見積金額及び経費内訳が妥当なものとなっているか。

(3) 審査結果

後日書面で採否のみ通知します。審査結果に対して異議申し立てはできないものとします。

9 今後のスケジュール（予定）

令和6年	5月8日（水）	16時	質問書提出期限
	5月15日（水）	16時	参加申込書提出期限
	5月22日（水）	16時	プロポーザル書提出期限
	5月下旬		書面審査
			審査結果通知

10 契約

プロポーザルの審査の結果、採用となった後は県と協議のうえ、最終的な仕様を決定し、別途業務委託契約を締結するものとします。

11 その他

(1) 次に掲げるものの提出は無効とします。

①所定の期日及び場所に提出のないもの。

②今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。

(2) プロポーザル参加に係る経費は、参加者負担とします。

(3) 採用となった者とは、業務内容を別途協議のうえ、契約を締結します。

(4) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属します。

(5) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

12 問い合わせ先

富山県商工労働部労働政策課 岡崎

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL:076-444-8897 FAX:076-444-4405

EMAIL: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp